平成26年度第２回古河市景観審議会議事録

１　日　時　平成26年８月27日（水）午後１時30分～３時30分
２　場　所　古河市役所三和庁舎　２階会議室
３　出席者　（委員）
松本昭会長、加藤誠洋委員、大山早嗣委員、小山幸子委員、鷲尾政市委員
（事務局）
並木建設部長、新井建設政策監、森田都市計画課課長、武井都市計画課課長補佐、北野都市計画課課長補佐、藤白都市計画課係長
４　傍聴者　なし
５　議事（継続審議）
諮問第１号　古河市景観計画の策定について
諮問第２号　古河市景観づくりの指針の策定について
諮問第３号　古河市公共施設景観形成指針の策定について
６　その他

７　議事の概要
諮問第１号　古河市景観計画の策定について
賛成全員により原案のとおり可決された。

諮問第２号　古河市景観づくりの指針の策定について
賛成全員により原案のとおり可決された。

諮問第３号　古河市公共施設景観形成指針の策定について
賛成全員により原案のとおり可決された。

７　会議経過　次項以降のとおり

午後 1 時 30 分　開会

【松本会長】　では、議事にはいります。前回からの継続審議となった諮問案件 3 件について、前回の審議会で事務局の説明不足と、委員も十分な知識や審議会の役割がつかめてなかったこともありましたので、事務局に補足資料を作成してもらいました。全体をよく理解してから 3 つの諮問案件を進めさせていただきます。委員の皆さんよろしいでしょうか。（異議なし）

【松本会長】事務局より説明をお願いします。

【事務局】前回の審議会で、一点目に「古河市景観計画」と「景観づくりの指針」の策定プロセスが分かりにくいというご指摘がありました。

二点目に、景観届出に関する審査体制と古河市景観審議会と専門部会の役割と届出審査の流れはどのように関わってくるのかとのご指摘がありました。

最初に、「古河市景観計画」と「景観づくりの指針」についての策定のプロセスの経過から説明させていただきます。

住民参加まちづくりをテーマに、市民意識調査として平成 20 年 12 月に景観づくりアンケート調査をしました。調査対象者の 2000 人に郵送にて配布・回収をし、回収率は約 4 割弱でした。アンケート結果を踏まえて、33 名で構成された古河市景観まちづくり市民ワークショップを平成 21 年 9 月から 9 回開催いたしました。

市民ワークショップは、アンケート調査結果を踏まえて地域を知っている方が、合併前の旧市や町の枠を超え、景観についての意見を聞き、古河市景観計画の背景の整理をしました。

次に、古河市景観計画ワーキング会議を、平成 21 年 3 月から全 8 回開催いしました。

ワーキング会議は、22 名の構成員から成り、市役所内の関係課長、関係団体、市民代表を中心に景観計画の素案を策定するため、より実務的な討論をいたしました。

次に、古河市景観計画策定委員会を、平成 21 年 3 月から全 5 回開催しました。景観計画策定委員会は有識者、行政、市民代表、関連団体の長を中心に 19 名で構成され、景観計画の原案策定の総合的な調整をしました。

また、パブリックコメントを平成 22 年 4 月、23 年 1 月に実施しています。

平成 23 年 7 月からは、古河市景観計画策定後に重点地区の候補地であった歴史博物館周辺の地域住民約 50 名に対して説明会、アンケート調査、報告等を行ってまいりました。

平成24年度には歴史博物館周辺住民のワークショップを行い、景観形成の方針、重点地区の景観形成基準を検討してきました。

平成25年11月に歴史博物館周辺を景観重点地区とし、景観形成基準の報告会を行い住民の方との合意形成がなされました。

お配りしてある古河市景観計画は、景観重点地区の形成基準等を追加したものであります。

今後は、平成27年1月5日に古河市景観計画に基づき、景観条例の施行を予定しております。

二点目に、景観計画に係る届出に対する審査体制と審議会と専門部会の役割について説明します。

届出人から景観行政団体としての古河市に対して届出されます。届出内容により必要に応じて、専門部会と古河市景観審議会は、助言をすることを古河市景観条例施行規則に基づいて定めています。古河市景観審議会、専門部会の助言は、景観行政団体を拘束するものではありませんので、最終的な責任は行政団体としての古河市にあるということです。

事前協議届出が提出された後に、専門部会の2人の委員さんに助言が必要と判断いたしました時には依頼申しあげます。市は、その助言に基づいて届出者との事前協議を行ってまいります。

次に、届出が提出され、事前協議の時点で修正がされていれば、届出の受理で審査結果の通知をして工事の着工となります。

また、工事完了時に、竣工、完了届出を古河市に提出し、市は現地を確認することとなります。しかし、助言の内容を修正せずに届出が提出された場合は、景観審議会の意見を聞いた後に、届出者に対し勧告または、変更命令を行うこととなります。

【松本会長】前回の審議会の説明に対し、議論のポイントを共有化してから、諮問を受けた方が良いと思い、事務局に資料を作っていただきました。前回、A委員さんから意見があった、ガイドラインの中での「古河らしさ」についてどの様な検討がなされてきたのか、また「専門部会としての役割・権限」についての説明がありました。

A委員さん、いかがですか。

【A委員】一点目については、前回の審議会で、私が意見を言わせていただいたことに対しの説明を頂いたことだと思います。ワークショップ、策定委員会、ワーキング会議というのが経過の表を見て分かりました。

【松本会長】策定のプロセスについては、よろしいですか。Ｂ委員さん、どうぞ。

【Ｂ委員】策定のプロセスは、時系列に流れが記載されていますので理解できました。策定委員の皆さんで計画とかガイドラインを作ってきたというのも確認させて頂きましたので、概要について把握できました。

【松本会長】経過の概略が分かったということですね。Ａ委員さん、どうぞ。

【Ａ委員】経過で平成２２年７月に「古河の風景カタログについて」とありますが、これは何でしょうか。

【事務局】こちらです。（現物を提示する。）

【松本会長】「古河の風景カタログ」を作った狙いは、古河の景観資産を把握して共有化をするという観点で作ったということでしょうか。

【事務局】古河の特徴的な景観を整理し、共有するための参考書として、ワークショップの皆さまの協力を得て作成しました。

【松本会長】二点目の届出に対して審議会、専門部会の役割等ですが、何か質問はありませんか。Ａ委員さん、どうぞ。

【Ａ委員】用意して頂いた資料によると、景観計画の届出に対する審査体制の説明の欄で、審議会と専門部会は景観行政団体の申出に対して助言をする役割となっていますが、審議会と専門部会の役割が明確ではありません。専門部会の役割についてお聞きしたいと思います。

【松本会長】事務局にお聞きしますが、審議会と専門部会が助言することの条例の根拠はどこにありますか。

【事務局】景観審議会については、景観条例第 26 条（設置）、27 条（組織）、28 条（専門部会）に定めています。専門部会は、古河市景観条例施行規則第 24 条に定めています。

【松本会長】事前協議は、古河市景観条例第 12 条ですが、専門部会に意見を聞くというのは、条例のどこに書かれていますか。古河市景観条例第 12 条第 3 項は、審議会に意見を聞くことですよね。

【事務局】古河市景観条例第 12 条は審議会ですが、古河市景観条例第 28 条で審議会は景観づくりに関する専門事項を調査及び審議させるため、審議会に専門部会を設置することができるとしています。

事前協議の助言は、施行規則第 24 条第 3 項 1 号で定めていますが、審議会全員で行っても問題はございません。

【松本会長】事前協議の助言を専門部会２人だけでなく、景観条例の届出が順調に行くまで、審議会委員全員で対応し、問題意識の共有化をした中で、事務の実情に合わせて柔軟に対応していくということも有りではないかと思いますが。Ａ委員さん、ご意見有りますか。

【Ａ委員】今後のこともありますのでお互い意識を共有するということは大切だと思います。

【松本会長】Ｂ委員さん、いかがですか。

【Ｂ委員】委員全員で対応し、問題意識の共有化する進め方に賛成です。

【松本会長】事務局、どうぞ。

【事務局】届出処理を進めていくなかで、判断に困ることがありますので、審議委員の皆さんに、相談しながら進めて良いと思います。

【松本会長】Ａ委員さん、どうぞ

【Ａ委員】形式的には専門部会が目を通しますが、こちらからお願いして全員で検討しても良いということですね。

【松本会長】届出が出てきて、これはどう判断するのだろうかというものについては、専門部会委員さんにお願いするのが原則ですが、当面１，２年は疑問が出てきたら審議会を開催することで柔軟に決めてもいいことですね。事務局としてはいかがでしょうか。

【事務局】審議委員さんの皆さまのご了解をいただいければ、事務局としては、問題ございません。

【松本会長】審議会の助言に対して、市役所は参考とするとの説明でありますが、参考でなく尊重する趣旨だという理解でいいですね。後段の景観審議会の事前協議の部分は、景観法には根拠のない自主条例としての事前協議で助言をして、正式の届出でも修正などがなされていないときは、審議会で審議し、指導した後も是正されない場合に変更命令等の行政権限で出されます。

　では、審議会委員で事前協議届出の助言を行うことで、審議員の皆さん、よろしいでしょうか。

（審議員　異議なし）

　当面は、事前協議の届出について専門部会に諮る必要があった場合は、審議会委員で対応いたします。よろしくお願いします。

【事務局】ありがとうございました。届出については、そのように対応します。

【松本会長】それでは、諮問１「古河市景観計画」について引き続き審議いたします。
一委員としての意見として、景観計画に色彩の基準が書かれていますが、色彩が事前明示基準で、後は原文による形成基準です。色彩だけが数値での彩度ですが、この彩度の数値基準は古河としての特色を含んだものでしょうか。古河市景観計画の色彩の基準の範囲として、甘めに設定しているのか、厳し目の制限なのかが分かりません。事務局の見解をお聞きしたい。
【事務局】色彩については、市域全体について、市町合併した直後ということもあり、全国的にやられている事例の中から古河市で適合できそうな、古河らしい色を決めるのは難しいだろうということもあり、例えば駅前とか田園風景の中には、建てて欲しくはない色彩の基準を考え、全国的に事例を探しながら落としどころを決めたもので、市街化調整区域はやや厳し目です。他の区域については、全国的に見ても厳し目ということはないです。
　重点地区については議論を深めながら、地元に入ってからも議論を行い、基準がまとまったということは、先ほどの説明でもあったと思います。
【松本会長】景観重要建造物ですが、今は市の公共物だけを指定しています。今後の景観重要建造物の指定の取り組みの姿勢、考え方として、例えば三和地区には優れた歴史的建造物があるが公共建築物ではないため指定をしていないのでしょうか。古河市の取り組みの考えを聞かせてください。
【事務局】景観計画の策定段階では時間の関係上、公共建築物になっています。ワークショップ等では市内各地に景観的に重要な建築物はあることを把握していますので、今後、規制だけでなく補助制度等を含め検討してまいります。
【松本会長】Ａ委員さん、どうぞ。
【Ａ委員】景観審議会は、新しい建物について審議をするというのも目的の一つと思うのですが、過去の資産である文化的資産建造物についても理解を深めていくうえで、市でご尽力いただき、掘り起しのようなことのシステムをつくりあげていくことをされたら審議委員としてうれしく思います。
【事務局】古河市景観計画を策定し、まだ動き出しもありませんので徐々に進めてまいります。よろしくお願いします。
【松本会長】分かりました。Ｂ委員さん、どうぞ。
【Ｂ委員】色彩の件については、前回の審議会でも私から、サンプリングしたかどうかの確認をいたしましたが、今回の景観計画では色彩は制限する方向になっていますが、部分

的に日本の伝統色とかを古河市の景観計画の中で調整していくことが必要だと思います。

色彩に限らずですが、計画等の冊子も最初はこれで良いと思いますが、条例を含めて見直していくことは想定されているのかお聞きしたい。

【松本会長】Ｂ委員の意見は、古河市景観計画を定期的に見直しするのかとのことでしょうか。

【事務局】今の時点では何年後に景観計画等を見直しするかは決まっていません。この計画も市民参加とはいえ公募で集まった方々の、限られた方の意見を取り入れている程度ですので、時間がたてば風景も変わってきますし、必要性が生じてくれば見直していく考えでおります。

【松本会長】Ｂ委員さん、どうぞ。

【Ｂ委員】例えば今回の景観審議会は景観計画の諮問ですが、景観計画を見直す時には組織等をつくることになるのでしょうか。

【事務局】必要があれば組織等を作ることになると思います。

【松本会長】私も色彩は気になっています。古河駅の西口で活動させていただいていますが、商業地でもあることから、はな桃のピンクを使いたがる傾向があります。その他にも黄色や、オレンジや桃色系の建物の壁やサインがあります。そういうものを塗り替えるとき、条例上はどの程度の手続きになるのでしょうか。過半とか基準上で大規模修繕に入ると届出の対象となるのか。景観条例の届出の対象となるのは、外壁の修繕模様替えについてはどの程度か、お聞きしたい。

例えば、お店の看板を取り替えるのは多分対象にならないと思うが、何の決め事もないとナショナルチェーンの真赤な看板や、真黄色な看板が合法的に出現することになり、景観計画はお手上げですという自治体がたくさんある。そこはお手上げなのか、頑張れる仕組みがそろっているのか教えてください。

【事務局】景観計画上の届出が必要なのは資料のとおりでございます。建築物で言えば、高さ９ｍを超え、延床面積が５００㎡を超える建物の変更の場合です。

【松本会長】事務局の方、どうぞ。

【事務局】届出の対象行為として景観計画の 13 ページをご覧ください。建築物、工作物もそうですが外観の過半を変更することとなる修繕・模様替え、色彩の変更となっています。

当時の景観計画策定委員会ですが、現実的に塗り替えでは建築確認申請が提出されなく行政のチェックができないので、建築確認と連動する範囲でしか運用できないのではとい

う議論がなされました。

【松本会長】届出の規模で過半ですから半分以上壁を塗り替える場合ですかね。事務局、他にありますか。

【事務局】屋外広告物については、現在、茨城県条例に基づく指導を行っております。

【松本会長】平成 25 年度の建築確認件数は年間約 900 件があり、景観条例の届出対象は 18 件とあります。景観条例の届出対象にならない建物は、景観計画を守らなくても良いことになるのでしょうか。事務局の方、どうぞ。

【事務局】古河市景観条例の前文で、この景観計画は全市民が共有するもので、届出対象行為に該当しなくても守っていただきたいというのが原則論ですので、基本的には小さなものでも守っていただくべきものであると考えられます。

【松本会長】はい、分かりました。A委員さん、どうぞ。

【B委員】届出対象行為として、景観計画 13 ページの建築物については建築確認申請が出てきたものに対してではなく、古河市景観条例の届出をすることですね。

【松本会長】手順は建築確認が先ということではないです。法令上は分かれています。建築確認申請は大半が民間機関になることからも、民間機関への周知について事務局の対応を願いします。

【事務局】景観計画の周知については、市民の方、建築士、建築士事務所協会など図ってまいります。

【松本会長】A委員さん、どうぞ。

【A委員】看板などは、景観計画の届出の工作物に該当するのでしょうか。

【松本会長】事務局の方、どうぞ。

【事務局】建物と連動する看板と独立する看板があるのですが、看板については、例えば景観計画 15 ページの敷地利用の中に広告物等というのがあり、配慮規定ですが盛り込んであります。ワークショップ等で大切だという話もあったのですが、今は県の屋外広告物条例を市で運用しながら古河市の景観を守っていくという形です。理念規定、推奨規定ということです。

【松本会長】広告物の場合は高さがいくつとか、表示面積がいくつとかどういうものが工作物に当たるかということなので、どちらかというと行政でお答えください。

【事務局】景観計画上の届出対象の工作物は、高さが 15mを超えるもので、擁壁にあっては５ｍを超えるものです。届出の対象となるものとしては、携帯電話の基地局などが推定

されます。

【松本会長】Ａ委員さん、どうぞ。

【Ａ委員】工作物の中に看板が入っているのであれば、高さ 15m以上である例えば５階６階建ての建築物の袖看板が対象に含まれてしまうのですか。

【松本会長】事務局、どうぞ。

【事務局】景観を考える上で、沿道の屋外広告物は地域のイメージを落とす要因でありますので、現在は茨城県屋外広告物条例で規制を行っております。

【松本会長】古河市景観条例では、屋外広告物は対象にならないのですね。茨城県屋外広告物条例の許可権は、古河市の権限なのでしょうか。

【事務局】はい、そうです。

【松本会長】はい、分かりました。市民参加で十分専門家のお力を借りて作られたものだということが分かりました。

　では、他に質問等なければ、「諮問第１号古河市景観計画の策定について」、決をとらせてもらいますが、どうですか。Ａ委員さん、どうぞ。

【Ａ委員】Ｂ委員からもあったように、古河市景観計画に基づいて将来の古河市を良い方向に持っていけるような変更等の含みを入れた意見を付けることを提案いたします。

【松本会長】付帯意見については、事務局にお任せすることでいかがでしょうか。

【事務局】諮問について、承認いただければ審議会の意見を尊重し、付帯意見を付することで答申したいと思います。

【松本会長】それでは、「諮問第１号　古河市景観計画の策定について」は付帯意見をつけることで内容について承認してよろしいでしょうか。

（審議委員一同　異議なし）

【松本会長】「諮問第１号　古河市景観計画の策定について」は承認といたします。

【松本会長】次に、「諮問第２号　古河市景観づくり指針の策定について」です。前回説明はありましたが、事務局より再度の説明をお願います。

【事務局】前回の審議会で内容についてはご説明いたしました。「諮問第２号　古河市景観づくりの指針」は、古河市景観計画を補完するものであり、古河市景観計画のガイドラインの位置づけにより、市内を 10 地区に分け、その地区の特徴をまとめたものです。事前協議の届出において、市民、事業者、行政共通の者が、景観づくりに取り組む指針として位置づけたものであります。

【松本会長】景観づくりの指針の中のイメージ図で、傾斜屋根が書いてありますが、これは例示ですから強制ではないことですか。

【事務局】届出対象は限られております。市民の方が家を建築する際には、「景観づくりの指針」を使用していただくことになります。

【松本会長】ガイドラインに合わないからと、変更命令とはいかないが審議会の委員が出て説得するなんてことはあるのでしょうか。いい景観づくりを進めていくために指針などの中身はとても良くできていると思います。良いものになるかどうかは運用次第であり、スキルと経験、知識も必要となるでしょう。私の個人の思いです。Ｂ委員さん、どうぞ。

【Ｂ委員】会長から個人の思いとしての意見が出ましたが、前回も重点地区の中でこれから取り組んで行く事例があるかどうかとの質問をしました。

これに関連して景観づくり指針２７ページに載っている従前の建物を残して活用するだけでなく、新しく建物を建てるときに、これは川越市の例ですが、これが良いかどうかは別にして、高さの問題や通りからのボリュームの出し方とかを、街並みに合わせるという手法でやっております。

古河市でも、これから景観づくりのノウハウが蓄積されていくと思うので、具体的事例を先ほどの風景カタログと同様に提示していくことで分かり易くなっていくと思います。ここに川越市の例ではなく、古河市の例として載せられることがあれば良いと思いました。

もう一つの方法は、役所としては難しいですがＡ委員も取り組まれている伝統建築物の特性、重点地区においてどういう建物がいいのかを、専門家と一緒になって考えていくという、その様な例えば真壁での事例など一つ一つ積み重ねて、みんなで考えを共有していくことが重要だと思います。是非そういう取り組みを提示するとともに、やっていっていただきたい。

【松本会長】事務局、どうぞ。

【事務局】重点地域の中の話し合いの中で、協力するのは協力するが費用の方はお願いします。このような話も出ていますので、市としてどこまでできるのかを検討しながら徐々に目指すべき景観にしていきたいと考えております。

【松本会長】川越市の例はコンサルが作ったので、全国バージョンになるのでしょうが、古河市でも上手に景観に配慮して、建築や改築したいい例があれば、景観づくりの指針に盛り込みするのは無理でも、古河市内でこんな取り組みがありますとかを挟み込むとかする事でも良いですね。

Ｂ委員からあったように、専門家の助言、アドバイスというのは重要で、市民から誰に相談したらよいのか分からないとかがありますから、市役所としては特定の人を紹介することはできませんから登録制とかで専門家と市民を結ぶツールを行政が用意していくようなことができるか、事務局として、どうでしょうか。

【事務局】ご意見として時間をいただき検討させていただきます。

【松本会長】例えば地元の建築士会と協力して古河の景観に合ったものにはこんなのがいいとか、建築士会だったら行政も紹介できるし、桜川市は地元に有名な建築士の方がたくさんいるのでそういうことをご検討されたらという趣旨ですね。

Ｄ委員、いかがですか。

【Ｄ委員】それに関連して、景観を作っていく場合を考えると、住民はもとより設計会社や工務店、行政が三位一体になっていかないと難しいと思われます。

住民は意識を持っている人との差があり、相談をするところが無いと、改修、修繕でも震災などで建物が傷んでいて、直そうという意思があっても、工務店に相談したら非常に高い金額を示されて、壊してしまったという話も聞いております。やり方によっては壊さないでも済んだのではと思いますので、相談窓口的なものや設計会社等にも配慮してもらうと良いと思います。

【松本会長】建築士会とか建築士事務所協会など、市民側の建築組織が行政と連携できれば良いですね。本当は景観整備機構が出て民側でも頑張ってやると、行政もやろうかってことになる。A 委員さん、どうぞ。

【Ａ委員】建築士会の場合は、景観整備機構として歴史的建造物についてはヘリテージマネージャー制度というのがあります。３年になりますが 90 名程度が養成を受けています。歴史的建造物の調査であるとか、活用方法であるとか、総合的に地方の建築士が活躍するために養成をしている。そういうことを活用しながら、市に協力するということが建築士会としてはできることなので、そういう連携の取り方もあると思います。

ヘリテージマネージャー制度は、これまで建築士は歴史的建造物について知識もないのでどう活用するかは、兵庫県での大震災の後に立ち上がったものなので、茨城でも３年目になります。地方で活躍する建築士を養成する目的なので、市にも名簿は提出しているので活用するのも良いことでしょう。

建築士の方でも勉強不足なので、景観に関してもそういう機会を設けて、一緒になってこれからの古河の景観を芽から育てていく目的があれば建築士も育ち、お互いの相乗効果

もあり良い結果になると思います。古河市では５名程度です。

【松本会長】景観行政は行政だけでは限界がありますね、民が行政と一緒になってやることで、地元の専門家組織と行政が連携するきっかけが、今日のこの場を通してできれば景観審議会があって良かったということになります。是非そういう取り組みを大山委員、加藤委員に働きかけていただいて、一緒にやっていただければ私としては、非常にうれしく思います。

事務局、いかがですか。

【事務局】景観計画４３ページ以降にこれから取り組むべきもので良好な景観づくりに向けてとあります。その中に、景観アドバイザー制度の創設をうたってあり、このような制度の創設なども含め進めていきたいと思います。

【松本会長】早めに制度化してもらえればと思います。Ａ委員さん、どうぞ。

【Ａ委員】景観づくり指針２４ページで参考の図があり、これに基づいて市から設計者に助言をすると思いますが、絵というのはとても強いので、形だけ真似るのではなく「景観に配慮して」という一言を添えないと、ペラペラの建物ができてしまい、お人形セットのようになってしまう危惧もあります。古河の景観に対してプラスのイメージにならない。

【松本会長】景観づくりの指針は配布等するのですか。

【事務局】古河市のホームページに載せていくことを考えております。

【松本会長】景観づくり指針は景観計画を補完するものということで、個別に景観協議を行政がやる。また行政の手に負えない事などについては、審議会なり専門部会のお力を借りる。その様な場合の一つの支えになる指針ガイドラインについて、これから条例をスタートさせる時に、これをベースにして良いのかということについてが、諮問の２番目でありますが、いかがでしょうか。出来れば年に２回ぐらいは状況報告と、案件の審議、現在の状況説明とかの、問題意識を共有するため、建設的な意見交換をする場としてとても重要であると考えます。

「諮問第２号　古河市景観づくり指針の策定について」は、承認するとしてよろしいでしょうか。

（審議委員一同　異議なし）

【松本会長】それでは、「諮問第２号　古河市景観づくり指針の策定について」は、承認いたします。

【松本会長】最後に、「諮問第３号　古河市公共施設景観指針の策定について」の説明を事

務局お願いします。

【事務局】古河市公共施設景観指針の１ページをご覧ください。行政が景観づくりの先導的な役割を果たしていくため、古河市景観条例第８条に基づいて策定いたしました。公共事業等に携わる実務担当者が、景観づくりに対する共通認識を持って計画・施行・維持管理を進めるための指針です。

２ページをご覧ください。公共施設指針の基本指針は地域の特性を生かした魅力あるまちなみを形成するために、公共施設の整備に当たってはできる限り、景観に配慮するものと定めています。公共施設として「道路」・「橋梁」・「公園・緑地」「河川」「公共施設」があります。施設ごとの基本指針として道路は古河市の景観上の骨格として重要な役割を周辺環境との調和に配慮した道路づくりを進めていく。橋梁は、道路との連続性や周辺環境との調和に配慮した，地域のシンボルとして景観形成に取り組んでいく。公園・緑地は、開放感や潤いのある空間構成となるよう進めていく。河川は、自然に近い形態となるよう配慮するとともに，周辺環境との調和した河川づくりをめざしていく。公共建築物は、市民が快適で親しみやすい施設となるよう，周辺との調和に配慮した公共建築物づくりを行っていく。このように施設ごとに定めています。

施設別指針は，基本方針に基づき，各施設別に，景観形成上配慮の必要な事項を示したものです。公共設備の整備にあたっては，これらの具体的な配慮事項に留意しつつ、景観づくりを進めていくこととします。

道路、橋梁、公園・緑地、河川、公共建築物について配慮事項を細かく示しておりますのでご覧ください。

最後に手続きについて、国や地方公共団体が、古河市景観計画の届出を要する行為を行う場合、景観法第 16 条第 5 号は、届出でなく通知を行うことと定められております。また、景観法第 16 条第 6 号で古河市景観計画に定められた制限に適合するよう、協議を求めることができることとなっています。以上です。

【松本会長】国と県には、早く古河市公共施設指針を渡して、事業がその指針に沿って進められるよう促しましょう。景観は先手必勝が重要です。特に、県・国・ＪＲに周知を進めてください。

Ｂ委員、どうぞ。

【Ｂ委員】今までは、建物について話してきましたが、道路は公共施設で、景観づくりの中でどうガイドラインとして、示されているのかが分かりません。公共建築物で、目的の

中での計画施行は分かりますが、今後は維持管理事項に対してが、主要な事項になると思いますので、その点についてどこに示されているのか教えていただきたい。

【松本会長】事務局、いかがですか。どこに示されるのか。道路は書いてないですね。

【事務局】市が整備する道路や公園等の公共施設等については基準がありませんでしたので、市民のお手本となるような公共施設整備を進めるための、公共施設景観形成指針を策定しました。ご指摘のとおり計画施行についての指針であり、維持管理の事項についてはうたってはございません。

【松本会長】例えばＪＲ、高速鉄道は公共施設ですか。

【事務局】駅施設は駅前の公共空間も含め公共施設として考えられます。市の顔ですから。

【松本会長】重点路線の「柳橋恩名線」、「諸川谷貝線」は、道路両端から 10mですが、これに関しては景観上どんな配慮がされていますか。

【事務局】新設道路を指定して、ここを発信基地として広げていくこととしました。

【松本会長】公共施設はこのガイドラインを使って、先導的見本を示すスキームは用意しておかないといけない。予算が見えてきた段階で各事業担当と協議をすることが必要でしょう。事業設計が決定してからでは変更は難しいです。

役所の中の仕事の進め方、良い景観ができるような仕組みなど、そういう蓄積が必要なので、古河市に要望します。

【事務局】古河市の古河第１小学校の改築工事にあたり校庭を含めて、学識経験者から設計担当者に指導を受けております。

【松本会長】古河市は、公共施設の水準が非常に高いと思います。是非、連動してすすめてください。

【松本会長】それでは、「諮問第３号　古河市公共施設景観指針の策定について」は、承認してよろしいでしょうか。

（審議委員一同　異議なし）

【松本会長】それでは、「諮問第３号　古河市公共施設景観指針の策定について」は、承認いたします。

今後につきはしては、市の都市計画審議会の議を経ることになっていますので、10 月に市の都市計画審議会の手続きを経て、古河市景観条例が平成 27 年１月５日施行となります。

以上、諮問案件は全て終了いたしましたので、進行を事務局にお返しします。

【司会】閉会

午後３時３０分　閉会